

水土里ネット綾川総合だより



国富町北俣地区の水田

発刊に寄せて.....	2
令和2年度一般会計収支決算の概要.....	3
令和3年度賦課基準について.....	4
賦課金納入をお願いする理由について.....	5
総務課からのお知らせ.....	7
県営施設の更新計画.....	8
湛水防除による病虫害防除.....	9
水管理の徹底.....	10
配水計画の策定について.....	11
水利使用規則について.....	13
管理課通信.....	15
事務所の案内図.....	16

綾川総合土地改良区
理事長 白尾 道弘



初秋の候、組合員の皆様には益々ご清栄のことと、お喜び申し上げます。平素より当改良区の運営はもとより、事業の推進等にご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

近年、地球温暖化が原因と思われる異常気象により、今までに経験したことのない自然災害が発生しております。又、昨年より新型コロナウイルスが世界各地で猛威をふるっており、国内でも感染力が強い変異株の感染が増え日常生活に多大な影響を及ぼしています。ワクチン接種も春先から行われ、感染拡大に歯止めをかけられるものと大いに期待をしているところです。

ご案内のように当改良区も歴史を重ねており、老朽化による漏水事故の多発や組合員の高齢化・後継者不足等々により、各地区で抱える問題点も複雑化しております。年々深刻化していくものと思われませんが、組合員の皆様の協力を得て、役職員力を合わせて乗り切っていくしか方法はありません。当改良区では、今後も地域農業を支える「水」を農家の財産とし、先人達が残した歴史ある水利施設を次世代へ継承し、すばらしい水田と畑の里の風景を残していかなければなりません。今後とも長期的視点に立った運営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

私共の改良区が行う施設の維持管理については、組合員の皆様に納入して頂く賦課金と国・県・市町の補助金で運営がなされております。組合員の皆様をはじめ関係行政各団体に対して深くお礼を申し上げます。

最後になりますが、当改良区の運営につきましては、組合員第一のもと県下に誇れる改良区を目指して、役職員共々一丸となって取り組んでまいりますので、組合員の皆様の特段のご支援ご協力をお願い申し上げます。

令和2年度一般会計収支決算の概要

所要経費の節減に努めた結果、26,100,742円を翌年度へ繰り越すことができました。繰越分については、10月が賦課金徴収時期のため上半期(4月～9月)の運営費及び今後の事故に備えての積立金に充てられます。

単位：円

収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
1.組合費	81,177,153	1.事務費	38,062,968
2.補助金	25,560,000	2.国営管理費	30,161,740
3.雑収入	15,960,275	3.財産費	1,257,000
4.繰越金	24,203,552	4.借入金償還金	18,398,398
		5.負担金	1,692,770
		6.管理体制強化支援費	9,505,000
		7.繰出金	21,722,362
合 計	146,900,980	合 計	120,800,238

(収入) 146,900,980円 - (支出) 120,800,238円 = (翌年度繰越) 26,100,742円



令和3年度賦課基準について

令和3年度の賦課基準額は下表のとおりです。

経常賦課金			単位：1,000㎡当り/円		
地区名	種 目	経常賦課金	地区名	種 目	経常賦課金
深 年	普 通 畑	3,366	八木佐野	普 通 畑	2,766
	施設ハウス	3,608		施設ハウス	3,008
	防 霜 茶	3,668		防 霜 茶	-
	水 田	3,850		水 田	3,250
西 部※	普 通 畑	3,766	三 財 原	普 通 畑	3,281
	施設ハウス	4,008		施設ハウス	3,523
	防 霜 茶	4,068		防 霜 茶	3,583
	水 田	4,250		水 田	-
川 上 原	普 通 畑	3,466	長 園 原	普 通 畑	3,500
	施設ハウス	3,708		施設ハウス	3,742
	防 霜 茶	3,768		防 霜 茶	3,802
	水 田	3,950		水 田	-
岩 郷 原	普 通 畑	2,766	佐 土 原	普 通 畑	2,165
	施設ハウス	3,008		施設ハウス	2,407
	防 霜 茶	3,068		防 霜 茶	-
	水 田	-		水 田	2,649
薩 摩 原	普 通 畑	3,366	錦 原	普 通 畑	1,891
	施設ハウス	3,608		施設ハウス	2,133
	防 霜 茶	3,668		防 霜 茶	-
	水 田	3,850		水 田	-
六 野 原	普 通 畑	2,966	※西部地区とは、 須志田・飯盛・森永・宮原		
	施設ハウス	3,208			
	防 霜 茶	3,268			
	水 田	3,450			

特別賦課金		単位：1,000㎡当り/円	
事 業 名	地区名	特別賦課金	完了年度
国営綾川二期土地改良事業	綾 川	980	R. 8
基幹水利施設ストックマネジメント事業	西 部	1,170	R.15

賦課金納入をお願いする理由について

なぜ土地改良区に賦課金を支払わなければならないのか？

土地改良法第36条において、「土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費にあてるため、その地域内にある土地につき、その組合員に対して金銭を賦課徴収することができる」とあります。

定款とは、土地改良区の決まりごとを定めたもので、組合員の代表者が集まって開催される土地改良区的意思決定機関である「総代会」で決まります。

綾川総合土地改良区の行う事業は、譲与又は管理委託された国営綾川二期土地改良事業及び県営綾川土地改良事業で造成された施設の維持管理と定款で定められています。

土地改良事業を実施するためには、土地改良事業に参加する資格を有する者(以下「3条資格者」という)が15人以上集まり、その者が所有(耕作)する土地を含む地域を定め、知事の認可を受けて「土地改良区」を設立しなければなりません。

知事の認可を申請するには地域内の3条資格者の3分の2以上の同意が必要になります。同意が得られれば、定款など必要な事項を定め、認可申請することができます。認可が下りれば、地域内の3条資格者は総て(同意を得られなかった3分の1の者も含め)土地改良区の組合員となります(土地改良法第5条)。

このように農業の生産性の向上と効率化を図る為、地域内の農業者が集まり、かんがい施設の整備などを実施するために設立されたのが「土地改良区」です。

土地改良事業で造成したかんがい施設を将来に亘って維持・管理していくために「賦課金」が必要になります。賦課金は、これから新たに施設を造成するための「負担金」でも、水を使うための「水利費」でもなく、地域内のかんがい施設を守り続けていくための「組合費」です。

もう耕作をしていないのに、なぜ賦課金を支払うのか？

組合員の田畑に水を供給する「かんがい施設」は、耕作を効率的に行えるよう、税金を投入して「土地改良事業」により整備された施設です。「もう耕作をしないので水は使わないから脱退したい」では困ってしまいます。

土地改良法では、「その地域内の土地につき、その組合員に対して金銭を賦課徴収することができる」とあります。「地域内の土地」とは、綾川総合土地改良区の主な事業は「かんがい施設の維持管理」であるため、かんがい施設から給水する『田畑』のみを賦課の対象としています。

現況が「雑種地」であっても、水を使わない状態にあっても、登記簿地目が『田畑』の場合は、「かんがい施設」をいつでも利用できる状態にあるため、賦課徴収の対象となります。

農地転用して農地でなくなったのに、なぜ決済金を支払うのか？

土地改良法第42条第2項において、決済金も賦課金と同様に土地改良法において以下のように規定されています。

「土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部または一部についてその資格を喪失した場合において権利義務の継承または3条資格の交代がないときは、その者または土地改良区は、その土地の全部または一部につき、その者の有するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」とあります。

組合員が所有する農地(組合員たる資格に係る権利の目的たる土地)を農地転用や地目変更などの正式な理由で農地として使用しなくなったときは、土地改良区に対し「決済金」を支払わなくてはなりません。

組合員が死亡した場合や加齢により耕作不可能となった場合は、その者の組合員資格を新たに耕作する者に継承(権利義務の継承)するか、使用貸借等により、別の者へ交代(3条資格の交代)することになります。

特別な理由なく単に耕作しなくなっただけでは決済することはできません。決済金も賦課金と同様に「もう耕作をしないので水は使わないから」「農地転用したから、もう関係ない」では困ってしまいます。

土地改良事業で造成された「かんがい施設」は大切な財産です。「決済金」は、かんがい用水を将来に亘って維持管理していくための費用を決済時点に負担していたただくものであり、残った組合員だけにその負担を負わせることがないよう公平を保つためのものです。

総務課からのお知らせ

農地の売買や相続等により名義が変更になった場合は届出を

土地改良区受益地内の農地を売買や相続・贈与等した場合は、土地改良区へ届け出るよう、土地改良法で義務付けられております。**法務局・市町で手続きを行っただけでは、土地改良区の台帳は変更になりません。**

この届出がなされない場合には、**従前の所有者に賦課金の納付をお願いすることになり、トラブルの原因になりますので、必ず土地改良区へ届け出てください。**届出用紙は土地改良区にございますので、申し出てください。

農地転用と決済金の手続きについて

農地を農地以外(宅地・山林等)に転用する場合、または国・県・市町の公共事業(道路・水路等)に買収された場合には、必ず土地改良区に地区除外申請の手続きと農地転用決済金の納入が必要です。この手続きを怠ると、**賦課金の請求がいつまでも続くことになります。**ご注意ください。

施設ハウス・茶の新設および撤去については改良区へ届出を

賦課基準のとおり、綾川総合土地改良区では、普通畑・施設ハウス・防霜茶・水田と賦課単価に差をつけております。**施設ハウス・茶を新設もしくは撤去された場合は速やかに改良区までご連絡ください。**

賦課金納入は、口座振替で！

現在、組合員の約80%の方々が、JA各支店の口座振替を利用して賦課金を納入頂いております。口座振替は、便利で安全確実ですので、是非ご利用下さいますよう、お勧めします。詳しくは綾川総合土地改良区までお尋ね下さい。

(指定金融機関)

宮崎中央農業協同組合 各支店 綾町農業協同組合
西都農業協同組合 三財・都於郡支所



県営施設の更新計画

綾川地区は、国営綾川二期事業(H13～22)により、導水路及び幹線水路等を整備しました。

県営・団体営施設(S41～S58)で造成した水路や給水栓等の末端施設につきましては約50年を経過し、耐用年数40年を超過しています。そのため老朽化による故障により用水の供給が困難な状況になっています。また、断水や補修費による維持管理費が増大していることから、

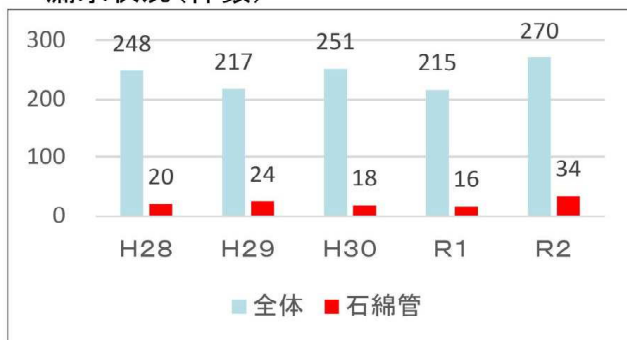
安定したかんがい用水を供給するには、施設の更新が必要になります。



漏水による被害状況

過去5ヶ年平均で漏水が年間240件発生、補修工事費が年間28,918千円かかります。そのため、補修工事による維持管理費が年々増加しています。

漏水状況(件数)



補修費(千円)



更新事業

県営・団体営施設の更新が必要です（水路及び弁類）

綾川地区の県営・団体営のパイプライン施設の総延長は260kmあります。

その中でも石綿管は老朽化による漏水事故がますます増えることが心配されます。

このため、早急な施設の更新整備が必要であり、理事会及び綾川地区施設運営協議会において、事業化に向けた協議を行っています。



石綿管の漏水状況



管水路の更新整備

湛水防除による病害虫防除

綾川地区は、用水をもっと有効に利用してもらうため、病害虫防除等に効果のある「湛水防除」を推進します。湛水による病害虫効果は、薬剤に比べ、「安全・安価」な防除方法です。

環境保全型農業に取り組みましょう。

湛水実施者の声・・・

○湛水防除はどのような効果がありますか？

- ・収穫した野菜の「表皮がきれい・腐れない・形状が良い」
- ・ほ場の雑草が少なくなる。

○湛水防除の意見・要望

- ・今後も空きほ場が出れば湛水する。
- ・本人が効果があることに気付き、実施することが大切。

湛水防除が出来る農地は・・・

- ・水田・畑どちらでもで湛水できます。
- ・傾斜がなく均平である農地。または均すことができる農地。
- ・畦畔のある農地。または畦畔を作れば水を溜められる農地。
- ・施設ハウス（ほ場が均平であること）

湛水防除は、農地の空き期間に30日～40日程度水を溜め、なおかつ毎年継続すると効果大です!!



均平農地の湛水



施設ハウスの湛水

土地改良区からのお願い・・・

11月下旬～2月28日までの期間は、1日あたりの用水量が少ないため湛水防除はできません。湛水防除を実施した組合員は、下記の土地改良区まで連絡をお願いします。

- ・国富 宮原 西都地区は綾川総合土地改良区まで TEL0985-75-2424
- ・錦原地区は綾町土地改良区まで TEL0985-77-0133
- ・佐土原地区は佐土原町土地改良区まで TEL0985-73-1519

水管理の徹底

(1) 適正な水管理について

綾川かんがい用水は、水利権によって1日に使用できる取水量が定められています。**特に水田の稲作や、冬期での野菜洗浄等で使用する用水**は「適正な水管理」を徹底しましょう。

水管理の徹底について（4カ条）

- ① 水田のかけ流しによるかん水の禁止（給水栓の操作）
- ② 野菜洗浄・育苗用水使用後は必ず止水する（日中）
- ③ 凍結防止のホースかけ流しの禁止（夜間）
- ④ かんがい用水の目的外使用の禁止（農業外使用）



(2) 野菜洗浄・育苗用水の申請届出について

（次回の申請は）

令和5年です

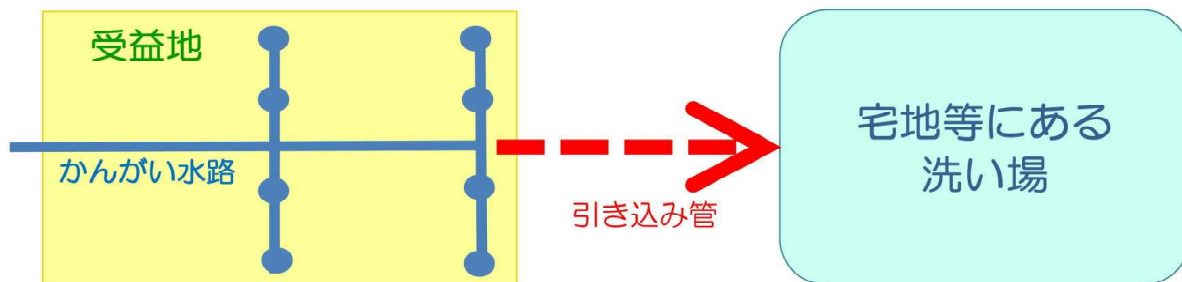
組合員が受益地以外の場所で野菜洗浄・育苗用水を使用するときには、「野菜洗浄・育苗用水使用申請」を土地改良区に提出しなければ使用できません。

申請につきましては、4年に一度、地元理事・総代・集落代表者が対象者に配付しますので、必要事項を記入し、用紙を各役員まで届けて下さい。

なお、新規の申請を希望される場合は地元理事もしくは土地改良区にご相談下さい。

また、使用を中止される場合には、土地改良区で「野菜洗浄・育苗用水使用取り止め届」の手続きをお願いします。

受益地以外での水使用とは？



※ 引き込み管は利用者の所有物です。配管や蛇口を破損した場合、利用者の責任で修繕して下さい。

配水計画の策定について

平成31年4月の土地改良法一部改正に伴い、「利水調整規程」による利水調整のルール化が法制化されました。綾川総合土地改良区では適正な農業用水の管理・運営を行うため配水計画の策定を行いました。

綾川総合土地改良区 令和3年度配水計画

第1章 取水の基本事項

(取水口の位置)

第1条 取水口の位置は、宮崎県東諸県郡綾町大字入野5945-8とする。

(取水量等)

第2条 最大取水量及び使用水量は、次の表のとおりとする。

かんがい用水	期 間	1/1～2/28	3/1～6/25	6/26～9/25	9/26～10/31	11/1～11/30	12/1～12/31	年間総水量(千m3) 28,950
	日最大水量(m3)	25,300	168,000	270,000	93,700	40,700	25,300	
	最大取水量(m3/s)	0.439	2.317	3.517	1.377	0.706	0.439	
雑 用 水	期 間	1/1～2/28	3/1～6/25	6/26～9/25	9/26～10/31	11/1～11/30	12/1～12/31	年間総水量(千m3) 200
	日最大水量(m3)	800						
	最大取水量(m3/s)	0.009						
かんがい用水 + 雑 用 水	期 間	1/1～2/28	3/1～6/25	6/26～9/25	9/26～10/31	11/1～11/30	12/1～12/31	年間総水量(千m3) 29,150
	日最大水量(m3)	25,800	168,500	270,700	94,300	41,200	25,800	
	最大取水量(m3/s)	0.444	2.323	3.525	1.377	0.711	0.444	

第2章 利水調整に係る連絡先

第3条 利水調整に係る連絡先は別紙1のとおりとする。

第3章 その他

(関係機関)

第4条 本地区の利水調整に係る関係機関は別紙2のとおりとする。

(別紙1)

綾川総合土地改良区利水調整連絡先
利水調整担当者:管理課長 日高 達也
連絡先:0985-75-2424

(別紙2)

綾川総合土地改良区 関係機関

協議対象	意見聴取
佐土原町土地改良区(宮崎県宮崎市)	宮崎県
綾町土地改良区(宮崎県東諸県郡綾町)	国富町
	宮崎市
	西都市
	綾町
	宮崎中央農業協同組合
	西都農業協同組合
	綾町農業協同組合

水利使用規則について

平成30年度をもって減反政策が廃止となりましたが、このことに伴い当改良区に「畑に水を溜めて稲を植えても良いか」という問い合わせを受けることがあります。

土地改良区は1年間に使える水の量を河川管理者(国土交通大臣)により決められております。土地改良区が使える水の量(水利権)は5年おきに更新になりますが、その更新時の田畑の面積及び作物の種類などにより計算され決定されております。

上記のような理由により、水利権量は定められているのに畑を田にかえて利用してしまうと水利権量をオーバーし最悪の場合には取水停止の命令を受けることになってしまいます。

そのような事態になってしまうと他の組合員に多大な迷惑をかけてしまうこととなりますので、**綾川地区では畑を田として利用するのは絶対にお止めください。**

この件につきまして理事会で協議を行い、「水利使用規則」を令和2年2月10日に新設致しました。組合員の皆様におかれましては上記の理由をご理解いただきまして、下記の「水利使用規則」を遵守していただきますよう、ご協力よろしくお願い致します。

水利使用規則

(目的)

第1条 この規則は、綾川総合土地改良区(以下「土地改良区」という)における、かんがい施設の管理等に関する事項を定め施設の適正な維持管理と効率的な水利用を図ることを目的とする。

(修復義務)

第2条 かんがい施設を破損したものは、ただちに土地改良区に届け出るとともに、当該修復工事に要する費用の負担をし、損失を補償しなければならない。

(給水の停止)

第3条 理事長は、次の各号の一に該当するときは、使用者(原因者)に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

(1) かんがい目的以外に使用していると認められたとき

(2) 畑に水を溜め、稲作等として使用していると認められたとき

2. 給水の停止により利害関係人、その他の者から異議の申し出があった場合は、給水停止原因者の責任とする。

3. 給水の停止に要する経費は、原因者負担とする。

(制裁措置)

第4条 理事長は、前条の命令に従わなかった者に対し、制裁金を課することができる。

2. 前項制裁金については、その都度、理事会にて協議する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年2月10日から施行する。

管理課通信

給水栓や排水路など土地改良施設を利用するために必要とされる日常的な維持管理は、原則として地元の皆様をお願いしております。
但し、水漏れなど修理を必要とする場合には、地区役員もしくは土地改良区へ連絡して下さい。

給水栓は大丈夫ですか？

現地確認で、よく目にするのが柵の中いっぱいに土砂が埋まって使えない給水栓です。

また、よく相談されることが、『給水栓がどこにあるか探してほしい』です。バールで地面を突きながら探し、ときには、20cm以上土砂が被っていることもあります。

組合員の皆様が日常的に行える施設の維持管理『給水栓を点検しましょう。』



排水路を清掃しましょう



排水路の土砂上げは、『少ないからまだ大丈夫』と思っていると、いつの間にか手に負えない程、大量の土砂が詰まってしまいます。

毎日の営農で土砂上げする時間なんて限られると思いますが、『少ないから今のうちに土砂上げしよう』を実践してみませんか



「みやざき畑かん」ホームページの紹介

宮崎県では、畑かんを活用して天候に左右されない計画的な営農を実践してもらうために、畑かんに関する情報をPRする「みやざき畑かん」ホームページを開設しています。

営農の散水器具の活用事例や、地域の「畑かんマイスター」を紹介されています。

<https://www.miyazaki-hatakan.com/>

または、**みやざき畑かん** で検索して下さい。



〒880-1101

TEL/0985-75-2424

FAX/0985-75-3939

